

令和 6 年度 集団指導 障害福祉サービス **(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護)**

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第 1 係

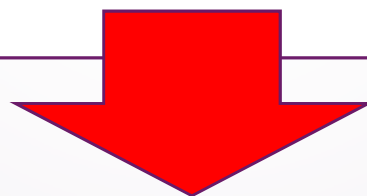
目次

- サービス提供責任者の要件に係る暫定措置の廃止（居宅介護）
- サービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長（行動援護）
- 特定事業所加算の加算要件の見直し（居宅介護・同行援護・行動援護）
- 通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）
- 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大（重度訪問介護）
- 熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）
- 入院中の重度訪問介護における入院前の医療と障害福祉の連携した支援
（重度訪問介護）
- 今年度の運営指導の予定について

サービス提供責任者の要件に係る暫定措置の廃止 (居宅介護)

居宅介護事業所のサービス提供責任者の要件に関する暫定措置

居宅介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー２級）で、
３年以上の実務経験を有する従業者から選任することが
できる。

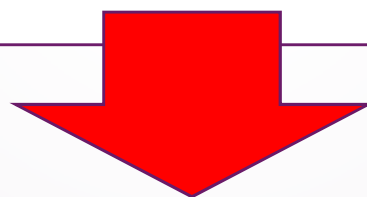


今回の改正で廃止

サービス提供責任者等の要件に係る経過措置の 延長（行動援護）

行動援護事業所のサービス提供責任者及び
従業者の要件に関する経過措置

介護福祉士、実務研修修了者等を
行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす。



3年間延長（その後、廃止予定）

特定事業所加算の加算要件の見直し (居宅介護・同行援護・行動援護)

特定事業所加算の要件

- ① サービス提供体制の整備（体制要件）
- ② 良質な人材の確保（人材要件）
- ③ 重度障害者への対応
- ④ 中重度障害者への対応

特定事業所加算（Ⅰ）	（①～③の全てに適合）	所定単位数の20%を加算
特定事業所加算（Ⅱ）	（①及び②に適合）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅲ）	（①及び③に適合）	所定単位数の10%を加算
特定事業所加算（Ⅳ）	（①及び④に適合）	所定単位数の5%を加算

特定事業所加算の加算要件の見直し（居宅介護）

改正前

③ 重度障害者への対応

以下の者が利用者数（障害児を除く。）に占める割合が30%以上

- ・ 区分5以上である者
- ・ 喀痰^{かくたん}吸引等を必要とする者

④ 中重度障害者への対応

以下の者が利用者数（障害児を除く。）に占める割合が50%以上

- ・ 区分4以上である者
- ・ 喀痰吸引等を必要とする者

特定事業所加算の加算要件の見直し（居宅介護）

改正後

③ 重度障害者への対応

以下の者が利用者数（障害児を含む。）に占める割合が30%以上

- ・ 区分5以上である者
- ・ ^{かくたん}喀痰吸引等を必要とする者
- ・ 重度障害児（重症心身障害児及び医療的ケア児）

④ 中重度障害者への対応

以下の者が利用者数（障害児を含む。）に占める割合が50%以上

- ・ 区分4以上である者
- ・ 喀痰吸引等を必要とする者
- ・ 重度障害児（重症心身障害児及び医療的ケア児）

※ 3年間の経過措置あり

特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

改正前

② 良質な人材の確保（人材要件）

次のいずれかを満たす事業所であること。

- ・ 介護福祉士 30%以上
- ・ 実務研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者等 50%以上
- ・ 常勤の同行援護従業者によるサービス提供 40%以上
- ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上

特定事業所加算の加算要件の見直し（同行援護）

改正後

② 良質な人材の確保（人材要件）

次のいずれかを満たす事業所であること。

- ・ 介護福祉士 30%以上
- ・ 実務研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者等 50%以上
- ・ 常勤の同行援護従業者によるサービス提供 40%以上
- ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
- ・ 盲ろう者向け通訳・介助員で同行援護従業者の要件を満たしている者 20%以上

特定事業所加算の加算要件の見直し（行動援護）

改正前

① サービス提供体制の整備（体制要件）

次の基準に従い行動援護が行われていること。

- ・ 研修の計画的な実施、情報の的確な伝達等を行っていること。

特定事業所加算の加算要件の見直し（行動援護）

改正後

① サービス提供体制の整備（体制要件）

次の基準に従い行動援護が行われていること。

- ・ 研修の計画的な実施、情報の的確な伝達等を行っていること。
- ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等との連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※ 3年間の経過措置あり

特定事業所加算の加算要件の見直し（行動援護）

改正前

② 良質な人材の確保（人材要件）

次のいずれかを満たす事業所であること。

- ・ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する
介護福祉士
- ・ 全てのサービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する
実務者研修修了者等

特定事業所加算の加算要件の見直し（行動援護）

改正後

② 良質な人材の確保（人材要件）

次のいずれかを満たす事業所であること。

- ・ 全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士
- ・ 全てのサービス提供責任者が5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者等
- ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材養成研修修了者

中核的人材養成研修（※現在、受講にあたっては都道府県の推薦が必要）

強度行動障害支援者養成研修の内容を踏まえて、事業所の支援現場において適切な支援を実施し、組織内で適切な指導・助言ができる人材（**中核的人材**）を養成する研修

特定事業所加算の加算要件の見直し（行動援護）

改正前

③ 重度障害者への対応

以下の者が利用者数に占める割合が30%以上

- ・ 区分5以上である者
- ・ 喀痰吸引等を必要とする者

特定事業所加算の加算要件の見直し（行動援護）

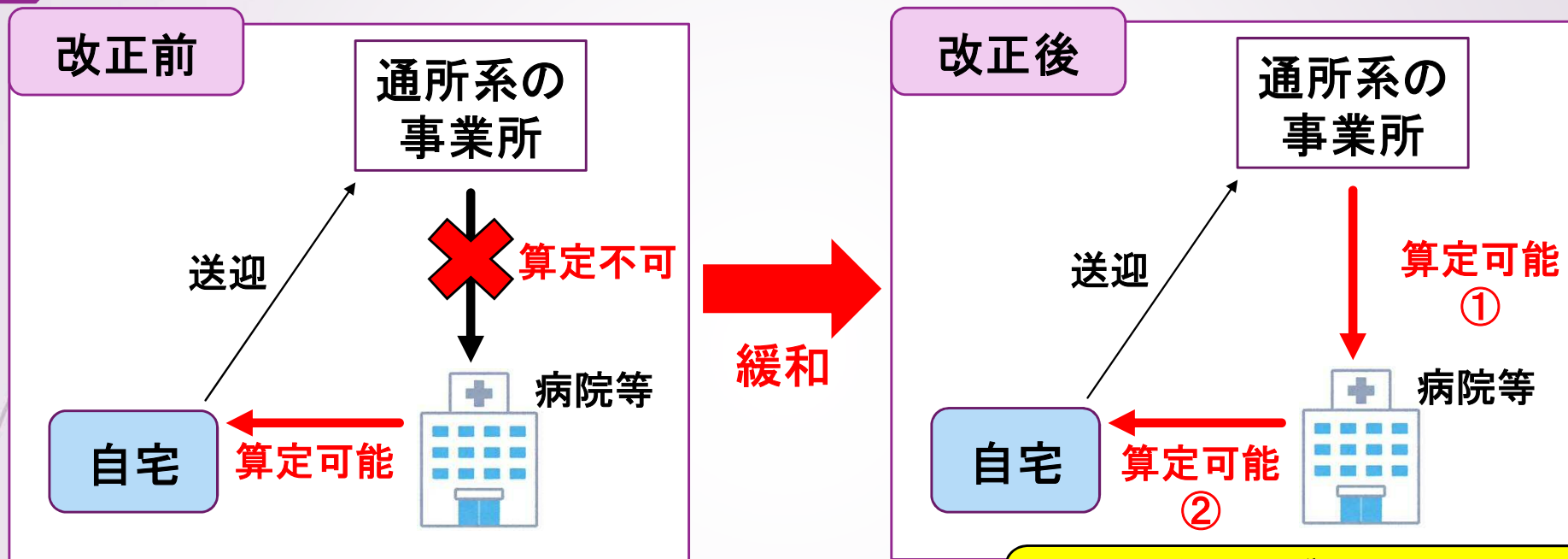
改正後

③ 重度障害者への対応

以下の者が利用者数に占める割合が30%以上

- ・ 区分5以上である者
- ・ 喀痰吸引等を必要とする者
- ・ 行動関連項目合計点数が18点以上である者

通院等介助等の対象要件の見直し（居宅介護）



※②の算定がある場合のみ、
①の算定が可能

自宅が始点又は終点となる場合には、通所系の障害福祉サービス事業所や地域活動支援センター等から目的地への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

入院中の重度訪問介護利用の対象拡大（重度訪問介護）

【令和5年度まで】

特別なコミュニケーション支援を必要とする
障害支援区分6に該当する利用者が対象

入院中の重度訪問介護利用の対象を拡大

【令和6年度から】

特別なコミュニケーション支援を必要とする
障害支援区分4及び5に該当する利用者も対象とする。

熟練従業者による同行支援の見直し（重度訪問介護）

熟練従業者による同行支援

障害区分6に該当する利用者に対して、事業所に新たに採用されてから6か月以内の従業者に熟練従業者が同行して支援を行った場合、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

◎報酬の見直し

所定単位数の100分の85⇒100分の90に引上げ

◎対象の拡大

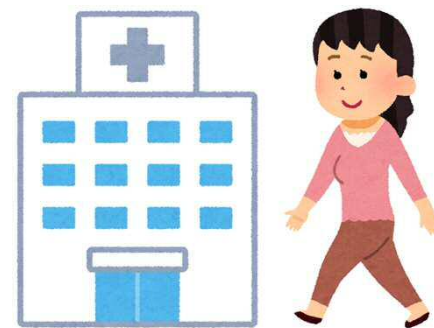
事業所の従業者が医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する場合に、熟練従業者が同行して支援を行ったときについても、所要時間120時間以内に限り、対象とする。

入院中の重度訪問介護における入院前の医療と障害福祉の連携した支援（重度訪問介護）

【新設】 入院時支援連携加算

重度訪問介護を受けている利用者が入院する前までに

- ・ 事業所の職員が入院先の医療機関を訪問
- ・ 利用者に関する必要な情報の提供
- ・ 入院時の支援のための必要な調整



今年度の運営指導の予定について

令和6年12月から順次実施していく予定です。

訪問前（約2か月前）に日程の調整の連絡をさせていただきます。



ご視聴ありがとうございました。

**令和6年度 集団指導
障害福祉サービス・障害児通所支援
(横断的事項)**

併せてご視聴ください。

